

平成 21 年 6 月 15 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2008

課題番号：19730095

研究課題名（和文） 著作権の保護期間延長に関する法理論的考察

研究課題名（英文） Legal Study on Extension of the Copyright Term

研究代表者

今村 哲也（IMAMURA TETSUYA）

明治大学・情報コミュニケーション学部・講師

研究者番号：70398931

研究成果の概要：著作権の保護期間は、通常、有限である一定の期間が採用されている。保護期間の有限性については、一定の規範的根拠（著作権法の目的や表現の自由等）を示しうるが、あるべき保護期間の長さを検討する場合、現制度に至る沿革や欧米における保護期間の延長とその連鎖状況に鑑みると、一定の規範的根拠のみによる論証は困難かつ不適切であるため、経済的な実証研究の成果や公共選択論等の多角的な分析結果に基づく検討が必要である。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,400,000	0	1,400,000
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
総計	2,800,000	420,000	3,220,000

研究分野：知的財産法

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権 保護期間

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 著作権法の分野では、著作権の保護期間を延長するべきかどうかという大きな課題がある。具体的には、権利者団体の側から、死亡時起算の著作物については、現行法の著作者の死後 50 年から、著作者の死後 70 年に変更するべきであるという提案がなされていた。一方、著作物の利用者や利用団体の側からは、あまりに長い権利保護は文化の振興などに支障が出かねないとの懸念が示されていた。

(2) こうした中、文化庁も、「欧米諸国にお

いて著作権の保護期間が著作者の死後 70 年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作権の保護期間を著作者の死後 50 年から 70 年に延長すること等に関して、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら、検討する」と明言していた（文部科学省・文化審議会著作権分科会「著作権法に関する今後の検討課題（6）保護期間の見直し」・平成 17 年 1 月 24 日を参照）。

本研究はこのような背景において開始された。

## 2. 研究の目的

(1) 研究代表者は、これまでの研究において、著作権法が支える既得権益を有する産業と、新しい産業および利用者の利益調整の原理について研究してきたが、その研究の成果から、下記の2点を痛切に懸念していた。

① 著作権法の改正について、既得権益を有する産業の意見は比較的まとまりやすいが、小規模な産業や利用者側の意見は、それぞれが社会に点在しており集約しにくく、結果として、著作権法の改正は、既得権益を有する産業側の意見を主に、反対意見の考察が十分な整理がなされないまま、結論がまとめられてしまうこともある。この点を、研究者としての中立的な立場から、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会での審議に若干なりとも影響を与えるような資料を整理することが、現在、法学分野の研究者に求められているのではないか。その際、特に、著作権の保護期間を延長する場合、そのことを正当化する政策的な利益があることを立証すべきことはもちろんのこと、その意味について学術の分野から法理論的に説明しておく必要がある。

② 現在、権利者団体が求めている著作権の保護期間の延長期間は、我が国独自のものを設けようとするのではなく、欧州連合（EU）や米国の基準にしたがうものである。したがって、我が国としても、それに倣って保護期間を延長するという方向へ進む公算が非常に高い。しかし、著作権の保護期間を延長したことが与えた影響について、その後の欧米の学術的な研究動向（実証研究も含む）があまり紹介されていない。

(2) 本研究の目的は、これらの課題を解決するために、著作権の保護期間の延長が許される理論的な範囲や根拠について、保護期間を先んじて延長した欧米における現在の議論や実証研究を参考としながら、法学分野の研究者として整理し、提言することにある。

### 3. 研究の方法

(1) 著作権の保護期間延長を議論する際に検討すべき理論的課題や考慮すべき政策利益を明らかにするために、欧米における最先端の議論と実証研究を紹介し、分析する。

(2) それらの実証研究を参考に、我が国において、保護期間が切れた著作物のその上で、我が国で法改正を行う場合の留意事項について具体的に提示する。文化審議会著作権分科会は、保護期間の延長問題について2007年度中に結論を出すとしているので、それにあわせるように、研究により明らかにされたところから、直ちにその成果を公表していく

必要がある。また、仮に、研究期間中に文化庁の結論が出たとしても、これまでの著作権法の歴史的発展に鑑みると、将来的に、再び、保護期間の延長が議論される可能性も十分にあるため、保護期間の延長を限界付ける理論研究は、普遍的な学術的意義を有する。更に、本研究課題が、重要な政策課題に関する学術研究であることから、単なる個人研究とならないように、研究の成果を積極的に公表していく。

### 4. 研究成果

#### (1) 研究の主な成果

##### ① 平成19年度

平成19年度は、欧米の著作権保護期間に関する研究成果を収集しながら、著作権保護期間の有限性に関する理論的根拠や課題、著作権保護期間を先んじて延長した欧米の状況等について分析した。

研究成果の中間報告として、2007年6月29日に早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所知的財産法制研究センターが主催する研究会において「著作権の保護期間に関する理論的考察－欧米の議論をふまえて－」と題する報告を行うとともに（2007年6月29日）、論文にまとめて公表した。保護期間の有限性を規律する規範的原理、固定期間モデルの登場した経緯、ポズナー＝ランデスによる「無限に更新可能な著作権」の議論を整理しつつ、欧米における保護期間の拡大とハーモナイゼーションの連鎖状況についてまとめるとともに、公共選択論による権利拡大傾向の説明、メンテナンス・インセンティブを理由とした保護期間延長論議について指摘した。

また、保護期間延長に関しては延長の効果に関する実証研究の必要性が指摘されているところ、欧米における研究概況を案内する機会として、上記知的財産法制研究センターの開催する国際セミナーをコーディネートし、延長の効果に関する実証研究を行い注目されているジョージア大学ロースクールのポール・J・ヒールド教授を招へいし、研究成果について議論をする場を設けた（2007年9月19日）。ヒールドによる実証研究論文については、著者より許諾を得て、日本語に翻訳して公表した。

関連する成果として、文化審議会著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」において「権利者不明の場合の利用円滑化方策についての米英の議論」について報告し、資料を提出した（平成19年7月9日）。

また、文化庁の委託事業による「著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究『諸外国の著作物等の保護期間について』報告書（平成20年2月）のイギリス部分を執

筆担当した。その成果の一部は、文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第1回・平成20年3月14日）における基礎資料として提出されている。また、報告書自体も文化庁のウェブサイトに掲載されている。

## ② 平成20年度

初年度に収集した資料の分析の他、引き続き、追加的な資料収集とその分析を行った。昨年度、雑誌媒体で公表したヒールドの実証研究論文について、著者の許諾を得て、書籍の形式で出版した。なお、このヒールドの翻訳書については、「著作権分科会・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第4回）2008年8月8日」において、保護期間の延長の田中辰雄准教授によって保護期間を延長しないことによるパブリックドメイン化の利益に関する実証研究の成果として紹介された。

海外調査では、著作権関係のワークショップや国際会議に参加し、関連する課題についての資料収集と意見交換を行った。特に、これまでの本研究による示唆から、本年度はより幅広いアプローチによってこの問題を考察するべき必要性を感じたため、(1)IPR University Center and the INNOCENT Graduate School が開催した「One Right System For IP - Vision Impossible?」と題する国際会議に出席し、知的財産権制度の将来の仕組みを検討する上での多角的な考察方法について資料を収集するとともに、(2)Nottingham 大学が開催した「Preserving and accessing our cultural heritage - the role of copyright law, digitisation and the Internet」と題する国際会議に出席し、過去の著作物の保存とアクセスという観点から様々な知見を得た。

## (2) 研究成果の主な内容

### ① 有限性を基礎付ける原理との関係

著作権の有限性は、著作権法の目的を補完する法目的補完原理と、憲法上の表現の自由等の公共の福祉に対する調整原理に基づいて根拠づけられると考えられる。

しかし、保護期間の有限性を説明する原理からは、かならずしも、現在の固定期間モデルのみが唯一の帰結であるとはいえない。たとえば20年間の追加的保護期間を設定する場合に、無限に更新可能な著作権（たとえば、Richard A. Posner と William M. Landes は、保護期間の延長という立法手段に対抗するものとして「無限に更新可能な著作権」(Indefinitely Renewable Copyright) という考え方を提案している。William M. Landes, Richard A. Posner. Indefinitely Renewable Copyright, 70 U. Chi. L. Rev.

471 (2003)) や有償公有制を採用することは、ベルヌ条約等の義務（無方式主義など）に抵触しない限りでは、魅力的な考えにみえる。

### ② ベルヌ条約の著作権の固定期間モデル

他方、調査の結果、ベルヌ条約における現行のモデル（原則的な保護期間として著作者の死後50年までの保護を同盟国に義務付けている）は、著作権の拡大に伴って生じる政策問題への配慮が十分になされないまま、あるいはそのようなことをあまり考えなくてもよかった時代における、より長い保護期間を志向する過去のトレンド的な要因と、当時における自然権的なアプローチの支持者らの手腕に帰せられる政治的な成果であるという要因が強いことが判明した。現在のベルヌ条約のかたちへ保護期間が収斂してきたことについても、まさに「収斂」という言葉がふさわしく、それが最適な保護期間であることを根拠付ける何らかの原理があってそれを核に考えがまとまったというよりも、さまざまな揉みあいの中で、広がりのある議論が一点に集まっていったというのが正しい認識であると思われる。

### ③ 欧米の現状に追随することの妥当性

他方、EU は1993年の「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる理事会指令」(Directive 2006/116/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on the term of protection of copyright and certain related rights (codified version) OJ L 372, 27/12/2006, pp.12-18., Council Directive 93/98/EEC of 29 October 1993 harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights, OJ L 290, 24/11/1993, pp.9-13)により、域内において、著作権の原則的保護期間を著作者の死後70年までに調和することにした。そして、米国は1998年の立法によって、EUとの間の保護期間の調和を主要な根拠として、原則的保護期間を著作者の死後70年までに調和した。我が国としては、このような欧米の判断に対して信頼を寄せるというのも、保護期間延長論の基本的な方向性としてあり得る。

しかし、調査分析の結果、こうした欧米の判断を単純に信頼することは不適切であることが判明した。欧米における保護期間の現状とハーモナイゼーションの連鎖は、適切な保護期間を追求するというよりも、単一市場の短期間での実現といった著作権制度に外在的な要因によって、より長い保護期間へのハーモナイゼーションがなされてきた様相がある。単一市場の実現という至上命題は、わが国が保護期間をEUに合わせるうえで成り立たないことを考えると、EUの熟慮

した適切な保護期間へ調和することが合理的でありそのまま受け入れるに値するという要素は、あまりないように思われる。

また、米国との関係で考えた場合、そもそも米国が保護期間について相互主義を採用していないことから、米国の保護期間に合わせなかったとしても、わが国の古い作品が不利益を被ることはない。他方、保護期間について相互主義を採用する EU との関係では、わが国が原則的保護期間を 20 年延長しなければ、古い著作物が追加的な 20 年の保護を失うという結果が生じものの、このことが本当にわが国の国益にとって損失なのか、すなわち、わが国の著作権料収入に関する貿易収支が赤字になるかどうかという点については、別途の検討が必要であることが指摘できる。

#### ④ 米国型自由貿易協定の問題点

その他、こうした欧米の流れに関して、国際的な動きとして注意しておくべきモメントも明らかになった。米国は、この連鎖の構造を二国間条約という枠組みを用いて押し進める通商政策を採用している。現在、著作権に関係する多国間条約の枠組みにおいて、より長い保護期間への統一への本格的な動きは見られない。そのような中で、多国間条約の限界を見定めた米国は、自由貿易協定 (Free Trade Agreement) の中に詳細な知的財産に関する規定を設け、その枠組みの中で知的財産権に関する自国の政策を実現するという傾向を有している。本研究では、このように著作権マターすら自由貿易交渉のパッケージの一部として取り込んでしまう米国型自由貿易協定によるハーモナイゼーション推進の動向について確認することができたが、この点については、知的財産法制度に内在する経済的価値を超えた価値が、通商であるとか貿易であるとかいう経済中立的な価値によって相対化される危険性が指摘できる。

#### ⑤ 公共選択論との関係

他方、保護期間が、なぜより短い保護期間へ収斂しないのかということについては、公共選択論からよく説明できる。公共選択論に基づいて政治過程を考察する場合、利益集団 (interest group) は、たとえその母体が少数であっても、公共財の供給をはじめとした政治的決定から大きな利益を得ることができるため、いわゆるレント・シーキング活動 (rent-seeking activity) を行うことについて強い誘因を持つといわれている。それゆえ、利益集団は立法に対する働きかけに熱心である。他方で、多数派が有する個々の利益が分散している場合、それを守ることについての誘因は弱い。その結果として、利益集団の

呼びかけに基づく政治的決定が、多数派の利益に優先されて実現される場合もある。

この公共選択論の観点からは、知的財産権が「財」そのものであるという考え方が拡大するにつれて、レント・シーキング活動も拡大していくことが見て取れる。しかし、デジタル化・ネットワーク化に伴い著作物の利用がはるかに拡大してきた今日、知的財産権の肥大化に対する公衆の関心も高まってきており、多数派の利益を適切に反映し得る構造を著作権に係る政策形成過程に設けていくことが必要である。さもなければ、レント・シーキング活動が功を奏したとしても、著作権制度に対する国民の信頼が低下していくという結果が生じかねない。

#### ⑥ メインテナンス・インセンティブ

米国における保護期間延長に際しては、既存の創作的著作物の効率的利用という観点から主張されるメインテナンス・インセンティブという正当化根拠が示された。本研究では、この点についても調査した。米国の連邦議会は、創作インセンティブが問題とならない既存著作物に対する追加的な 20 年の著作権保護期間の延長を正当化する際に、保護期間の延長はそれでもなお「著作権者に対して、古くなった著作物を修復し、それらを公衆に対してさらに普及させるためのインセンティブを与えるであろう」(H.R. Rep. No. 105-452, p.4 (1998)) と判断した。この点、連邦最高裁判所も、議会在「保護期間を長くすることによって、著作物の修復と公衆への配布に対する著作権者の投資を奨励することになるだろうと予測したことは合理的であった」と結論づけている (Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186, at 207 (2002))。

この既存の著作物に対するメインテナンスのためのインセンティブという考えは、全面的に却下されるべきではないであろうが、著作権保護期間を延長することの根拠に用いられる場合には注意深く検証する必要がある。この点について、保護期間満了に伴う財産権の欠如がベストセラー書籍という著作物の低利用を招くかどうかという点について実証研究を行ったヒールドの研究成果は、ひとつの有効な判断資料を提供し得るものである。

ヒールドの研究は、既存著作物の効率的利用の確保を目的とした著作権保護の拡大を擁護してきた政策立案者や経済学者による議論、すなわち、パブリックドメインの著作物が財産権の欠如のために低利用の状態となるか、混雑外部性 (congestion externalities) に起因して過剰利用される可能性があるとの主張を実証的に研究した成果である。本研究では、入手可能性、版数 (具体的には版元の数を意味する) および価

格について、①1913年から1922年までに出版された166件のパブリックドメインのベストセラー書籍と、1923年から32年までに出版された168件の著作権のあるベストセラー書籍とを比較するとともに、②1913年から22年までの最も耐久的に人気を有するパブリックドメインにある20件の作品を、1923年から32年までの著作権で保護された最も耐久的に人気を有する20件の作品と比較している。ヒールドの結論は、パブリックドメインにある書籍は、有意に高い比率でなお出版されており、また、書籍毎の版数も有意な程度に多く、とりわけ、耐久的作品のデータセットについては、パブリックドメインの著作物の方が有意に安価である、というものである。また、このヒールドの研究のデータによると、双方の書籍グループの入手可能性の比率が、複製・流通コストの低減によって影響を受ける可能性が示されたものの、本研究では、作品の低利用のおそれを理由として創作を確保するための必要期間を越えて小説を保護することは正当化されないと結論づけられている。また、これらの研究を基礎として、混雑外部性が生じる可能性についても、データを通じた定量的な分析は実施していないものの、定性的には、混雑外部性が生じる可能性が小さいものと考えられることを示唆している（ポール・J・ヒールド〔今村哲也＝宮川大介訳〕「財産権と著作権保護のある作品の効率的利用—パブリックドメインおよび著作権保護のあるベストセラー小説に関する実証研究」別冊NBL120号（2007年）266頁参照）。

このメインテナンス・インセンティブ論については、過去の著作物の利用の円滑化という観点から、今後の我が国での保護期間の延長論議の中でも中心的な課題として取り上げられる可能性が高いと思われるが、その際、本研究の過程で紹介したヒールドの結論は、一定のインパクトを持つのではないかと思われる。

### (3) 今後の展望

今回、文化庁は、保護期間の延長問題について、賛成・反対双方の意見がまとまらなかったため、引き続き検討を進めることとしている（著作権分科会・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第7回）2009年1月6日）。本研究の成果を更に深化させて、適切な立法に資するようになりたいと考えている。

また、今回の研究を通して、今後の著作権政策を検討する上で、条約上の各国の法政策の許容範囲を、法理論的に説明しておく必要があることを感じたため、次年度以降の課題として、条約との関係で保護期間それ自体の問題よりは相対的に自由な制度設計が可能

と思われる権利者等不明著作物（いわゆるOrphan works）の利用の在り方に関する総合的な研究を展開するという、新たな研究の方向性を定めるに至った。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計2件）

①今村哲也「欧米の著作権保護期間延長論議にみる理論的諸相」、高林龍編『知的財産法制度の再構築』日本評論社、2008年、208-228頁担当

②今村哲也、宮川大介（共訳）、ポール・J・ヒールド（著者）「保護期間延長は社会厚生を高めたか：アメリカの場合」、田中辰雄・林紘一郎（編著）、『著作権保護期間 延長は文化を振興するか？』、勁草書房、2008年、111-146頁担当

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

①今村哲也、宮川大介（共訳）、ポール・J・ヒールド（著者）「財産権と著作権保護のある作品の効率的利用」商事法務『別冊NBLI. P. Annual Report 知財年報 2007 特集：知的財産保護の到達点—保護強化の明と暗』249-274頁担当

②今村哲也、「英国における著作物等の保護期間に関する法制度について」三菱UFJリサーチ&コンサルティング編著『H19年度文化庁委託調査研究著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究「諸外国の著作物等の保護期間について」』36-75頁担当

③今村哲也（研究会報告）、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所知的財産法制研究センター主催、2007年6月29日

④ポール・J・ヒールド（報告者）、高林龍（座長）、金正勲（コメンテータ）、今村哲也（司会）「講演録 RCLIP特別セミナー 著作権保護期間の延長に関する実証研究報告—パブリックドメインおよび著作権保護のあるベストセラー小説に関する実証研究」企業と法創造4巻4号、233-260頁

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

今村 哲也（IMAMURA TETSUYA）

明治大学・情報コミュニケーション学部・  
講師  
研究者番号：70398931

(2) 研究分担者  
なし

(3) 連携研究者  
なし